

仕 様 書

令和 8 年度

与那原町指定ごみ袋製造請負業務

与那原町 生活環境安全課

1 品名

与那原町指定ごみ袋（もやすごみ、もやさない・危険ごみ）

2 業務概要等

(1) ごみ袋の名称

ごみ袋の名称は、「与那原町指定ごみ袋」とする。（以下、「ごみ袋」という。）

(2) 業務概要

ごみ袋の製造、成果品の保管管理、随時の依頼による指定先までの納品等の業務を行うものとする。

(3) 業務期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

3 ごみ袋の仕様について

(1) 材質

もやすごみ袋は高密度ポリエチレン、もやさない・危険ごみ袋は低密度ポリエチレンとすること。

(2) 寸法・枚数

物 品 名	種類	寸 法 等 (mm)	予定枚数
もやすごみ	大	縦 860×横 670×厚 0.025	600,000
もやすごみ	中	縦 780×横 500×厚 0.025	300,000
もやすごみ	小	縦 650×横 400×厚 0.025	80,000
もやさない・危険ごみ	大	縦 860×横 670×厚 0.030	15,000
もやさない・危険ごみ	中	縦 780×横 500×厚 0.030	20,000
もやさない・危険ごみ	小	縦 650×横 400×厚 0.030	25,000

※寸法等には、両脇のマチ幅及び取っ手、結びしろの長さを含むものとする。

※上記「予定枚数」は、前年度の受注状況等から算出した数量であり、製造を契約する枚数ではない。

※納品枚数は消費状況に応じて変更する場合がある。なお、この際契約単価の変更は行わない。

(3) 形状

形状はガゼットタイプ（手提げ袋型）とし、取っ手寸法等は別途協議する事ができるが、最終的には本町の指示に従うこと。

(4) ごみ袋本体の色

もやすごみ袋は半透明、もやさない・危険ごみは透明とすること。

(5) 強度

ごみ袋の強度は次の基準を満たすこととする。

① 引張強度（MPa）、伸び率（%）は日本産業規格（JIS）Z1702-1994とする。

② ヒートシール強さは日本工業規格（JIS）Z1711-1994とする。

(5) 印刷内容

① デザイン

全体図は別紙 1 のとおりとすること。

ただし、印刷内容については変更する場合があります、本町の校正を受けること。

② 文字等の色

1 色で行うこと。色は問わないこととするが、事前に双方協議し、最終的には本町の指示に従うこと。なお、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れていること。

③ 版

作成した版については、確認できるように紙やフィルム等に印刷して本町に提出し、内容などについて校正を受けること。

(6) 外装袋の封入

ごみ袋を 10 枚単位として外装袋に入れること。また、1 枚ずつ抜き取りができるようにすること。

4 外装袋の仕様について

(1) 材質

ごみ袋と同じ材質を使用すること。

(2) 寸法

外装袋の寸法は、収納するごみ袋と均衡のとれたサイズとすること。

(3) 形状

指定袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋上部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。

(4) 外装袋本体の色

無色透明とすること。

(5) 印刷内容

① デザイン

全体図は別紙 2 のとおりとすること。

ただし、印刷内容については変更する場合がある。

② 文字等の色

2 色で行うこと。色は問わないこととするが、事前に双方協議し、最終的には本町の指示に従うこと。なお、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性に優れていること。

③ 品質表示

家庭用日品質表示法に基づく表示をすること。

④ バーコードの表示

黒色のバーコード（JAN コード）を表示する。なお、与那原町指定 JAN コードは表 1 のとおりとする。

⑤ 版

作成した版については、確認できるように紙やフィルム等に印刷して本町に提出し、

内容などについて校正を受けること。

表1 (JANコード表)

物 品 名	種 類	J A Nコード
もやすごみ	大	4580060620012
もやすごみ	中	4580060620029
もやすごみ	小	4580060620036
もやさない・危険ごみ	大	4580060620043
もやさない・危険ごみ	中	4580060620050
もやさない・危険ごみ	小	4580060620067

5 梱包の仕様について

(1) 規格

- ① ごみ袋の梱包は段ボール箱とし、外装袋 50 袋単位で梱包箱に詰めること。
- ② 両側面に町名、ごみ袋の種類、数量、製造月及び原産国名等を表示すること。
- ③ 複数段積み重ねても潰れない強度を有する段ボールを使用すること。
- ④ その他の詳細は本町と協議して決定するものとする。

6 品質検査

(1) 事前検査

ごみ袋の本製造開始前に、実際に製造されたごみ袋が仕様書及び請負業者との協議のうえ決定した事項に適合することを確認するため、ごみ袋を外装袋に収納したサンプル品を全種類 1 組ずつ提出する。なお、製造工場が複数に分かれる場合は、製造工場ごとに 1 組ずつサンプル品を提出するものとする。

<ごみ袋検査項目>

- ① 概観検査 ・ ・ 形状の不均整、切断部などの仕上げを確認する。
- ② 寸法検査 ・ ・ 本仕様書に定める寸法に適合することを確認する。
- ③ 色検査 ・ ・ 文字の色、袋本体の色を目視で確認する。
- ④ 水漏れ検査 ・ ・ ごみ袋の下辺から約 5 分の 1 の高さまで水を入れ、地面から 10 cm 程度上げたところで 2 分間保持し、底部から水滴が落ちないことを確認する。

<外装袋検査項目>

- ① 概観、色検査 ・ ・ ごみ袋の事前検査同様に実施する。
- ② 取出し口検査 ・ ・ ミシン目加工が施され、ごみ袋が 1 枚ずつ無理なく取り出せることを確認する。
- ③ バーコード検査 ・ ・ 請負者が用意するバーコードリーダーで読み取ることを確認する。又は、双方の協議によりその他の方法で確認する。

(2) 納品検査

- ① 納品時まで国内の第三者検査機関での検査を受け、ごみ袋の種類ごとに検査機関

が測定、作成した検査報告書を納品時に提出すること。検査項目は次のとおりとし、測定方法は、日本産業規格（JIS）Z1711 - 1994 又は Z1702 - 1994 に準拠すること。

- ② (1)事前検査と同様に検査を実施する。
- (3) 品質検査に係る費用は、請負者の負担とする。なお、検査に要したごみ袋等は、発注予定枚数に含まないものとする。

6 納品について

(1) 納入期限

納品の請求がある場合、その翌営業日までにケース単位で納品すること。

(2) 納品場所

納品先は、本町が指定する指定店先及び、与那原町役場 生活環境安全課とする。

(3) その他

- ① 納品日、納品数量などについては、事前に十分協議の上調整するものとする。
- ② 納品日、納品数量等がわかるよう納品書を作成し、月初めに前月分を本町に提出すること。
- ③ 納品は納入場所において、荷下ろしまで行うこととする。
- ④ 納品後のトラブルを回避するため、納品毎に納品日、納品数量を記載した受領証を作成し、納品先に手渡すこと。
- ⑤ その他納品に関しての不明点等については、本町と協議を行い、最終的には本町の指示に従うこと。

7 保管検査

安定供給の観点から、次のとおり保管状況確認を両者立会いのもと行う。確認の結果、不備や問題点等が認められたものについては速やかに改善するものとし、改善後、発注者の指示のもと再度、確認を行う。なお、保管施設は県内とする。

実施回数	確認枚数 確認期間	もやすごみ袋（枚）			もやさない／危険ごみ袋（枚）		
		大	中	小	大	中	小
1	2026年4月1日～ 2026年5月15日迄	200,000	100,000	40,000	5,000	10,000	15,000
2	2026年8月10日～ 2026年8月30日迄	200,000	100,000	20,000	5,000	5,000	10,000
3	2027年1月10日～ 2027年1月30日迄	200,000	100,000	20,000	5,000	5,000	10,000

※上記数量以上の完備、保管環境等を確認する。

※3回目の保管検査については、1月1日時点の保管数量を確認するため、請負者は同月の出庫数量を確認出来る資料を備え、担当者の請求に応じて提出する。

8 契約及び支払いについて

- (1) 契約は単価契約とする。
- (2) 金額単価については、梱包用段ボール費、運搬保管費など、納入完了までに必要な全ての経費を含むものとする。
- (3) 納入物品等の代金の支払いは、請求日より 30 日以内に支払うものとする。
- (4) 納入物品等の代金は、契約単価に月単位の発注枚数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。

9 業務計画書の提出

請負者は、契約締結後 2 週間以内に次に掲げる事項について業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

- (1) 工場の概要
- (2) 工場の生産体制
- (3) ごみ袋材料の調達方法
- (4) ごみ袋等の製造業務フロー
- (5) 製造・納品業務における危機管理体制
- (6) 契約締結から製造、納品までのスケジュール表
- (7) 組織体制表

10 不適合品等の対応について

- (1) 請負者は、製造物責任法第 2 条第 3 項に規定する「製造業者等」として、同法第 3 条の規定に基づく損害賠償の責任が生じた場合、誠意をもって対応するものとする。また、その他関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 請負者は、納入したごみ袋に不適合品が発見された場合は、請負者の負担でただちに当該不適合品と合格品を無償交換するなど適切な措置をとるとともに、調査等報告書を本町に提出すること。
- (3) 請負者は、不適合品等の苦情を町民等から直接受けた場合は、本町への報告のうえ、請負者が誠意をもってただちに対応し、対応完了後すみやかに調査等報告書を本町に提出すること。なお、町民への直接対応に係る費用については、請負者が負担すること。

11 版製造について

- (1) ごみ袋（外装袋含む）のイラストデータ作成費、版製造費は、協議の上、別途、契約において行う。
- (2) 本仕様並びに本町の指示した事項及び本町と協議したうえ決定した事項に従い製版した版の著作権は、本町に帰属するものとする。
- (3) 版は電子データで本町に納品すること。
- (4) ごみ袋製造に使用した版について、契約終了後、貴社において保管し、廃棄の際は本町

と協議のうえ、破棄すること。この際、版は破壊し、破壊したものを写した写真を本町に提出すること。

1 2 損害賠償

(1) 業務の履行に関して発生した損害

納品の遅滞、その他業務の履行に関して発生した損害は、請負者の負担とする。

ただし、その損害のうち本町の責に帰すべき事由により生じたものについては、本町が負担する。

(2) 天災等特別な事情により発生した損害

前項の損害が天災等特別な事情によるものである場合、請負者の負担は本町と協議のうえ決定する。

1 3 製造について

- (1) 本件製造を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本町の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。